

【 給与計算機能をご利用の場合は、ご確認ください 】

給与計算の【健康保険・介護保険の料率】改正がありました

全国健康保険協会【協会けんぽ】の健康保険料率および介護保険料率が、【平成29年3月分（4月納付分）】から改定されます。

ツカエル経理の給与計算機能では、保険料率は自動で改定されません。下記変更手順をご確認のうえご対応いただきますよう、お願い申し上げます。すでに、ツカエル経理 起動時に表示される「ビズウェブ」等で、案内をご確認いただいているかとは思いますが、ビズウェブ「お知らせ」には詳細な操作手順が掲載されておりますので、こちらを必ずご参照ください。

健保・介護 保険料 料率改定

※ 下記手順は概要です。
必ず「ビズウェブ」掲載の操作手順をご確認ください。

以下は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の料率内容です。

| 都道具県 | 健康保険（給与・賞与 同率） | | 介護保険（給与・賞与 同率） | |
|------|----------------|--------------|----------------|-------------|
| | 保険料率 | 被保険者負担分 | 保険料率 | 被保険者負担分 |
| 埼玉県 | 98.70 / 1000 | 49.35 / 1000 | 16.50 / 1000 | 8.25 / 1000 |
| 東京都 | 99.10 / 1000 | 49.55 / 1000 | | |

※ 改定内容の詳細は、所轄の社会保険事務所にご確認ください。

※ 組合管掌保険に加入されている事業所の方は、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

◆ 設定変更を行う時期

「平成29年3月分保険料を徴収する給与月度」へ更新処理後に、料率を変更します

「平成29年3月分の保険料を徴収する給与」の給与処理月度は以下の通りです

「翌月徴収」の場合の処理月度・・・平成29年 4月度給与

「翌々月徴収」の場合の処理月度・・・平成29年 5月度給与

料率変更作業後は、**該当月以前の給与計算の【控除額計算】を実施しないでください。**
新しい料率で再計算されてしまいます。

◆ 介護保険料率の設定変更手順（ツカエル経理）

[給与明細書の発行] から [設定] (歯車マーク) をクリックし [給与規程] ウィンドウを開き、以下の項目を修正します

◆ 注意: 埼玉と東京で、数値(料率)が異なります。

【埼玉】

【東京】

① 49.350 49.550

② 57.600 57.800

③ 30.700 30.900

④ 18.650 18.650

※ 図は埼玉県の例です

※ 料率変更後、かならず【控除額計算】を行い、給与明細で保険料が正しく変更されていることをご確認ください。

◆ 上記内容および処理方法について、ご不明な点がございましたら、弊社担当者または情報開発室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(発信: 合同会計 情報開発室)